

ムサシトミヨ生息環境設計事業業務委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条

本特記仕様書は、熊谷市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託するムサシトミヨ生息環境設計事業業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(目的)

第2条

本業務は、埼玉県天然記念物区間（ムサシトミヨ保護センター（久下 2148-1）北側水路より約 400m の区間）において生息する絶滅危惧 IA 類ムサシトミヨの個体群の維持・回復を図るため、ムサシトミヨの生息に適した河川環境条件を詳細に分析し、その分析結果に基づいた具体的な河川等の環境設計を行うことを目的とする。

(準拠する法令等)

第3条

本業務を実施する際に準拠する関係法令、関連計画等は以下の通りとする。

- (1) 埼玉県文化財保護条例（昭和 30 年 10 月 1 日条例第 46 号）
- (2) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成 20 年 3 月 24 日条例第 11 号）
- (3) その他の関係法令及び諸法規、熊谷市が策定する諸計画等

(秘密保持・情報セキュリティ)

第4条

乙は、本業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。また、業務上必要となる個人情報の取り扱いについては、熊谷市個人情報保護条例に従い、別紙個人情報取扱いに関する特記事項により、適切に取り扱わなければならない。業務終了後は保管している個人情報等についてはシュレッダー等で破棄し、電子データは復元不可能となるよう消去する。

(提出書類)

第5条

本業務の着手及び完了にあたっては、次の書類を提出しなければならない。

契約時：課税（免税）事業者届出書・現場責任者（技術管理者）届出書・経歴書・業務委託工程表

完了時：委託業務完了通知書・実施工程表・引渡書・業務委託料請求書及び請求内訳書

(資料の貸与及び返還)

第6条

本業務の実施にあたり、甲は乙に資料を貸与するものとするが、取扱いについては十分に注意し、汚損、破損、亡失の無いように慎重に取り扱うこと。万一、事故のあった場合は、乙の責任において原状に復すること。また、貸与された資料等については甲の許可無くして複製してはならず、本業務以外での使用を禁止し、本業務完了後は速やかに貸与資料を返却しなければならない。

(損害賠償)

第7条

乙は、本業務中に第三者により受けた、または与えた損害については、乙の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて乙が負担するものとする。

(疑義の解決)

第8条

本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本特記仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定める。

(成果の帰属)

第9条

本業務に係る成果品の著作権はすべて甲に帰属する。乙は甲の承認を得ずに他に公表譲渡・貸与または使用してはならない。

(契約不適合責任)

第10条

乙は、納入されたこの物件が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものであるときは、特別な定めのない限り、この物件の修補若しくは代替物若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくはこれと併せて損害賠償の責めを負うものとする。

第2章 業務概要

(業務範囲)

第11条

本業務の範囲は熊谷市地内

(業務期間)

第12条

本業務の履行期間は契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(業務概要)

第13条

本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) ムサントミヨの生息地に関する現状分析
- (3) ムサントミヨの生息に適した環境条件の提示
- (4) 環境条件を実現するための具体的な河川等の環境設計案の作成
- (5) ムサントミヨ保全推進協議会等の意見収集
- (6) 報告書作成
- (7) 打合せ協議

第3章 業務内容

(業務内容)

第14条

ムサシトミヨ生息環境設計事業業務委託の内容は次のとおりとする。

(1) 計画準備

本業務の実施に先立ち、円滑かつ効率的、効果的に業務を進めるため、業務目的及び業務内容を踏まえて業務実施方針や体制、工程等を検討し、業務計画を作成する。

(2) ムサシトミヨの生息地に関する現状分析

対象河川区間におけるムサシトミヨの生息状況及び生息環境の現状を詳細に分析すること。

(3) ムサシトミヨの生息に適した環境条件の提示

ムサシトミヨの健全な生息および個体群維持のために必要とされる、具体的な環境条件を提示すること。現状分析で得られたデータ、既存研究、およびムサシトミヨの生態特性に基づき、設定するものとする。

(4) 環境条件を実現するための具体的な河川設計案の作成

上記の分析結果にて提示された環境条件に基づき、河川設計案を作成すること。設計案の作成にあたっては、治水安全度、周辺環境との調和、施工性、維持管理の容易性等も考慮し、複数の案を検討するものとする。

(5) ムサシトミヨ協議会等の意見収集

環境条件、河川設計案について、専門家や関係機関等で構成される協議会等に対し、説明資料の作成および説明を行い、意見の収集を行うこと。

(6) 報告書作成

本業務の成果をまとめた報告書を作成する。

(7) 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するために、業務着手時、中間、成果品納入時に必要な回数の打合せを実施するものとする。また、打ち合わせ結果を議事録としてとりまとめ、監督員へ提出するものとする。

第4章 成果品

(成果品の検査)

第15条

乙は、業務完了時に甲の成果品検査を受けなければならない。成果品検査において修正を指示された場合は直ちに修正しなければならない。なお、成果品の提出期限は令和9年3月31日とし、提出期限前であっても、甲は業務のうち完成した成果品について提出を求めることができるものとする。

(業務の完了)

第16条

本業務は、前条の検査に合格し成果品を甲に引渡した時をもって完了とする。

(納入場所)

第17条

本業務の成果品の納入場所は、下記のとおりとする。

納入場所・・・熊谷市環境部環境政策課

(成果品)

第18条

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- (1) 報告書 一式
- (2) 打合せ資料とりまとめ 一式
- (3) 電子データ 一式
- (4) その他甲が指示した資料